平成２７年（フ）第５６７号
静岡県焼津市北新田331番地の１、旧住所静岡県御殿場市茱萸沢1276番地の１　センカハイツＳ13
債務者　藤井麻衣子
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３９９号
岡山県玉野市田井３丁目32番56号
債務者　清水　洋子（旧姓岡）
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９３４号
東京都三鷹市野崎１丁目22番16号ポニート101
債務者　高村浩一郎
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７９８号
東京都昭島市緑町５丁目８番18―202号
債務者　安田麻里子
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月21日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８２３号
東京都八王子市長沼町1246番地３コーポナガムラ
債務者　五十嵐田美子
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月21日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５６９号
静岡県藤枝市立花１丁目23番地の９　フローラ立花Ａ―103号、旧住所静岡県藤枝市田中１丁目８番１号　小杉方
債務者　中村　歓奈（旧姓高根沢）
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月22日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３４号
熊本県山鹿市津留3325番地　津留団地１―１―３号室
債務者　塩田　里奈
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月22日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２７年（フ）第５５号
熊本県球磨郡相良村大字深水939番地２
債務者　野村　政美
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月22日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２７年（フ）第５２号
長野県北佐久郡立科町大字茂田井664番地５
債務者　西藤　富夫
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第６０号
長野県佐久市岩村田2617番地４　バリュージュもえぎ202
債務者　加藤　淳一
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第６１号
長野県佐久市岩村田62番地５　雇用促進住宅岩村田２号棟207号
債務者　菅原　澄枝
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第３５７号
岡山市南区南輝３丁目１番５号　Ａ102
債務者　西原　愛子（旧姓杉岡）
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３９４号
岡山市南区福富東２丁目３番26―18号サンシャインノリタケⅡ102号
債務者　石橋　雅美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４３４号
岡山市南区新保105番地８
債務者　山本　佳恵
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４３９号
岡山市南区東畦738番地２、旧住所岡山市南区東畦811番地28
債務者　藤井　典子
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部